

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和48年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月22日から同年12月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録は無い旨の回答を得た。申立期間は、A社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事稟議決裁の資料及び同僚の証言から判断すると、申立人は、A社及びグループ会社であるC社に継続して勤務し（昭和48年12月1日にA社B支店からC社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和48年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、昭和48年12月1日にA社B支店からC社D支店へ異動となった二人（申立人を含む。）について、A社B支店に係る資格喪失日（昭和48年11月22日）が一致しており厚生年金保険の被保険者期間に欠落が生じていることから、事業主が同年11月22日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料につい

て納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B製作所における資格取得日に係る記録を昭和46年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月21日から同年4月21日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得たが、Cグループ企業に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び事業主の回答から判断すると、申立人はCグループ企業に継続して勤務し（昭和46年3月21日にD社E工場からA社B製作所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B製作所における昭和46年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が一致しており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和46年4月21日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和39年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月31日から39年1月1日まで

申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かったが、申立期間はB事業所からA事業所に出向しており、1日も間を空けずに継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所（A事業所の後継事業所）が提出した経歴簿及び回答、雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和39年1月1日にA事業所からB事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における昭和38年11月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A事業所は昭和38年12月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、i) 元給与事務担当者は、「従業員全員の給料から1か月だけ社会保険料を控除しなかったような覚えはない。」と証言していること、ii) 複数の元同僚は、「A事業所はB事業所C営業所に社名が変わったが、継続して勤務しており、昭和38年12月31日前後において、勤務地及び従業員の顔ぶれに変わりはない。」と証言している

ことから、当該事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和39年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月31日から39年1月1日まで

申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かったが、申立期間はB事業所からA事業所に出向しており、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所（A事業所の後継事業所）が提出した経歴簿及び回答、雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和39年1月1日にA事業所からB事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における昭和38年11月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A事業所は昭和38年12月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、i) 元給与事務担当者は、「従業員全員の給料から1か月だけ社会保険料を控除しなかったような覚えはない。」と証言していること、ii) 複数の元同僚は、「A事業所はB事業所C営業所に社名が変わったが、継続して勤務しており、昭和38年12月31日前後において、勤務地及び従業員の顔ぶれに変わりはない。」と証言していることから、当該事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を

満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年10月25日から同年11月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録は無い旨の回答を得た。申立期間は、A事業所に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA事業所の回答から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和39年11月1日にA事業所B営業所から同事業所C出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B営業所における昭和39年10月1日の定時決定時に係る社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和39年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月31日から39年1月1日まで

申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かったが、A事業所はB事業所に社名が変わり、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所（A事業所の後継事業所）の回答及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和39年1月1日にA事業所からB事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における昭和38年11月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A事業所は昭和38年12月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、i) 元給与事務担当者は、「従業員全員の給料から1か月だけ社会保険料を控除しなかったような覚えはない。」と証言していること、ii) 複数の元同僚は、「A事業所はB事業所C営業所に社名が変わったが、継続して勤務しており、昭和38年12月31日前後において、勤務地及び従業員の顔ぶれに変わりはない。」と証言していることから、当該事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を

満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から 46 年 3 月まで

私たち夫婦の申立期間の国民年金保険料は、夫が単身赴任をする昭和 44 年 4 月頃まで、家賃と一緒に、私が大家さんに定期的に納付しており、夫が単身赴任をしてからの期間は（45 年 4 月からは同居）、夫が納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の資格喪失に伴い国民年金に加入し、申立人の夫と共に申立期間の国民年金保険料を定期的に納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後における被保険者の状況から、申立人の加入手続は昭和 46 年 11 月頃に行われたものと考えられ、申立人に別の同記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、この頃初めて行われた加入手続により、国民年金手帳に記載されている資格取得日の 36 年 8 月 20 日まで遡って資格取得をしていると推認できる。このため、申立人は、加入手続を行うまで、国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、保険料を納付することはできなかったと考えられる上、加入手続の時点において、38 年 3 月から 44 年 9 月までの期間に係る保険料については既に時効のため、納付を求められることも無かったと考えられる。

また、申立人の資格取得日は、オンライン記録によると、平成 3 年 8 月 12 日に国民年金手帳に記載されている昭和 36 年 8 月 20 日から、正しい資格取得日である 38 年 3 月 25 日に変更されていることが確認でき、厚生年金保険の資格喪失に伴い加入手続を行い、当初から同日が国民年金の資格取得日であったとする申立人の主張内容とは異なっている。

さらに、申立人が申立期間に居住し、現在も居住する市の国民年金台帳及び電

算記録でも、申立期間の保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬^{そご}も無い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 9 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月から 45 年 3 月まで

私たち夫婦の申立期間の国民年金保険料は、申立人が単身赴任をする昭和 44 年 4 月頃まで、家賃と一緒に、妻である私が大家さんに定期的に納付しており、申立人が単身赴任をしてからの期間は (45 年 4 月からは同居)、申立人が納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、申立人の妻が自己の申立てと共に、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、厚生年金保険の資格喪失に伴って加入手続を行い、申立人の妻と共に申立期間の保険料を定期的に納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後における被保険者の状況から、申立人の加入手続は昭和 46 年 11 月頃に行われたものと考えられ、申立人に別の同記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、この頃初めて行われた加入手続により、国民年金手帳に記載されている資格取得日の 36 年 8 月 20 日まで遡って資格取得をしていると推認できる。このため、申立人は、加入手続を行うまで国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、保険料を納付することはできなかったと考えられる上、加入手続の時点において、37 年 9 月から 44 年 9 月までの期間に係る保険料については既に時効のため、納付を求められることも無かったと考えられる。

また、申立人の資格取得日は、オンライン記録によると、平成 3 年 8 月 12 日に国民年金手帳に記載された昭和 36 年 8 月 20 日から、正しい資格取得日である 37 年 9 月 21 日に変更されていることが確認でき、厚生年金保険の資格喪失に伴い加入手続を行い、当初から同日が国民年金の資格取得日であったとする申立人

の妻の主張内容とは異なっている。

さらに、申立人が申立期間に居住し、申立人の妻が現在も居住する市の国民年金電算記録でも、申立期間の保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬も無い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 7 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月から 53 年 3 月まで

他界した母が、昭和 47 年 7 月頃、私の厚生年金保険資格喪失に伴い、私の国民年金の加入手続を行い、その後、私自身で保険料を定期的に銀行窓口で納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、他界した申立人の母が昭和 47 年 7 月頃に、厚生年金保険資格喪失に伴い申立人の国民年金加入手続を行い、その後、申立期間の保険料を申立人自身で定期的に銀行窓口において納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後における被保険者の状況から、申立人の加入手続は 55 年 4 月頃に行われたものと考えられ、申立人に別の同記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、この頃初めて行われた加入手続により、国民年金手帳に記載されている資格取得日の 46 年 4 月 1 日まで遡って資格取得したものと推認できる。このため、申立人は、加入手続を行うまで国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、保険料を納付することはできなかったと考えられる上、加入手続の時点において、47 年 7 月から 52 年 12 月までの期間に係る保険料は既に時効のため、納付を求められることも無かったと考えられる。

また、申立人の資格取得年月日は、オンライン記録によると、平成 17 年 3 月 1 日に国民年金手帳に記載されている昭和 46 年 4 月 1 日から、正しい資格取得日である 47 年 7 月 1 日に変更されていることが確認でき、厚生年金保険の資格喪失に伴い加入手続を行い、当初から同日が国民年金の資格取得日であったとする申立人の主張内容とは異なっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を定期的に窓口納付していたとする金融機関は、同保険料納付の取扱いをしていないとしていることから、申立期

間の保険料が納付されていたと推認することは困難である。

加えて、申立人が現在居住する市の国民年金電算記録でも、申立期間の保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬も無い。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）の保管は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年8月まで

私は、会社退職後、知人の紹介でアルバイトを始めたため、平成元年4月頃に父親がA市役所へ出向き、国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金の保険料は、母親が毎年4月に金融機関の窓口で1年分を現金で前払いしてくれていた（父親も、1年分の保険料を前払いしたと言っている。）。このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後、知人の紹介でアルバイトを始めたため、平成元年4月頃に父親がA市役所へ出向き、国民年金の加入手続を行ってくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後における被保険者の状況から、申立人の加入手続は5年9月頃に行われたものと推認でき、この時点で厚生年金保険被保険者資格の喪失時まで遡って国民年金被保険者資格を取得したものと考えられる。このため、申立人は、加入手続を行うまで国民年金に未加入であったこととなり、申立期間当時、保険料を納付することはできなかったと考えられる上、加入手続の時点において、申立期間のうち元年4月から3年7月までの期間の保険料は既に時効のため、納付を求められることも無かったと考えられる。

また、申立人は、申立期間に係る年金手帳について、A市から当該年金手帳が郵送されてきた際の封筒を所持しており、その封筒には簡易書留の朱印、A市役所の名称及び所在地等が印字されていたため、同市に照会したところ、「当時、当市における国民年金の加入手続後、毎週2回ほどの頻度で被保険者宛てに郵送していたのではないかと思われる。」と述べている。また、当該封筒には、「21.9.93」の印字が確認できることから、当該印字について、管轄郵便局に照会したところ、「この日付印は、1993（平成5）年9月21日を表している。」と述

べている。これらのことから、申立人の加入手続は、平成5年9月頃に行われたものと考えられ、上述の加入手続時期と一致している。

さらに、申立人の名前の読み方を幾通りか変えるなどして調査しても、申立期間について申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 23 日から同年 6 月 16 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
申立期間については、A事業所又は関連事業所であるB事業所で継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人はA事業所又は関連事業所であるB事業所で継続して勤務していた時期であると主張している。

しかし、A事業所について、申立人が氏名を挙げた複数の同僚は、申立人がA事業所に勤務していたことを記憶しているものの、申立人の当該事業所における勤務期間について明確に記憶している者はおらず、申立人の申立期間における在籍及び勤務状況を確認できる証言は得られなかった。

また、C事業所（A事業所が名称変更）に照会したところ、「申立人に関する資料が無いため、申立人の勤務状況を確認することはできず、申立期間当時の厚生年金保険の事務内容についても不明である。」と回答しており、申立人に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除を確認できる資料を得ることはできなかった。

さらに、A事業所の厚生年金保険被保険者名簿の記録によれば、申立人は昭和 41 年 3 月 23 日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

一方、B事業所（現在は、D事業所E事業部）について、D事業所が保管している申立人に係る「入社志願書」から、申立人の入社日は昭和 41 年 6 月 16 日であることが確認できる。

また、雇用保険の記録によれば、申立人は、昭和 41 年 6 月 16 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、当該記録は、申立人の B 事業所における厚生年金保険被保険者原票の資格取得日及び上述の「入社志願書」の入社日と一致している。

さらに、D 事業所の事務担当者は、「申立期間当時、関連事業所での勤務について、人事及び厚生年金保険の取扱いがどのようになっていたのか分からない。」と回答しており、申立期間における厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認できる関連資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 2 月 5 日から 6 年 8 月 30 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

申立期間は、A事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA事業所の事業主の回答から、申立人が当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、上述の事業主は、「申立期間当時、申立人を含めた派遣労働者については、厚生年金保険に加入しておらず、給与から保険料を控除することもなかった。」と回答している。

また、申立人は、申立期間当時、B市の歯科医院に通院し、A事業所の健康保険被保険者証を使ったと主張しているが、当該医院は、「申立人は、平成3年6月8日から4年1月22日まで通院しており、保険はC市の国民健康保険であった。」と回答しており、C市に照会したところ、「申立人は、平成2年12月1日から5年4月4日まで国民健康保険に加入していた。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は申立期間において、国民年金に加入し、平成3年5月から6年1月までの期間、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。